

ソフトウェアの不正利用のリスク

ソフトウェアを不正利用して、著作権を侵害すると、最高で「10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（併科も可）」という非常に重い処罰が科せられる可能性があります。個人ならびに慶應義塾の社会的信用へのダメージは計りしれません。

ソフトウェアライセンスに関する知識を深め、自分自身が不正利用をすることなく、また不正利用に加担することのないよう注意してください。知らなかったでは済まされない大きな問題に発展する可能性があります。

★ソフトウェアを正しい方法で入手しない場合、法的なリスクとは別に、コンピュータウイルスの感染、ソフトウェアの異常動作などに遭遇するリスクを負うことになります。十分注意してください。

参考Webサイト

コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) <http://www2.accsjp.or.jp/>
ザ・ソフトウェア・アライアンス (BSA) <http://bsa.or.jp/>

何気なくパソコンを
使っているあなたも
実は著作権を
侵しているかもしれません



慶應義塾のネットワークの
安全かつ有効な活用のため
ご協力をお願いいたします

慶應義塾
インフォメーションテクノロジーセンター
Keio University Information Technology Center (ITC)
<http://www.itc.keio.ac.jp/>

発行：慶應義塾インフォメーションテクノロジーセンター
発行日：2018年4月



ソフトウェア 利用と著作権



慶應義塾 ITC

ソフトウェアの利用について



ソフトウェアは著作権法などによって保護されており、利用する上で守らなければならないルールが定められています。各ソフトウェアの使用許諾契約書などの内容をきちんと理解し、ソフトウェアの不正利用をすることのないよう注意してください。

ソフトウェア不正利用の例

以下のように、様々な要因からソフトウェアを不正に利用してしまうケースがあります。

- ❌ 知り合いが購入して利用しているソフトウェアを、使用許諾契約書を確認せず自分のPCにもインストールした。
- ❌ 使用許諾契約において許可されていない人に使わせたり、許可されていない使用目的で使ったりした。
- ❌ 使用許諾契約で決められた台数を超えるPCに、テスト用としてインストールした。
- ❌ 不正にコピーされた海賊版のソフトウェアを、それと承知の上でインストールした。

ソフトウェアライセンス管理方法の例

ソフトウェアの不正利用を防ぐ対策のひとつとして、ソフトウェアライセンスの厳密な管理が非常に重要となります。

- ✅ ソフトウェアを購入した際の契約書などを整理する。
- ✅ ソフトウェアライセンスの保有リストとインストールリストを作成する。
- ✅ 保有リストとインストールリストを比較し、保有している数量を超えたライセンスを利用していないか確認する。
- ✅ 万が一、意図せずに保有している数量を超えるライセンスを利用している場合は、すぐにメーカーや販売元に相談する。

※研究室などの組織内で毎年担当を決め、継続的にライセンスを管理する。

BitTorrent, BitComet, Xunlei, Perfect Dark などのファイル共有ソフトウェアについて



ファイル共有ソフトウェアを使って、著作権者の許可なく、音楽・映像・電子書籍（いずれも著作物）をサーバにアップロードする（インターネット配信を可能な状態にする）ことは、重大な違法行為です。また、違法にインターネット配信されていることを知りながらダウンロードすることも違法となり、刑事罰の対象となります。

ファイル共有ソフトウェアを使ってダウンロードすると？

ファイル共有ソフトウェアには、あなたがダウンロードしたファイルを自動的に他の人がダウンロード可能な状態にする機能を持ったものや、PC起動時にファイル共有ソフトウェアが起動する機能を持っているものもあります。そのため、あなたの意図せぬかたちでファイルを違法アップロードしてしまう可能性もあります。

ファイル共有ソフトウェア起動中



音楽・映像など
(著作物)

著作権者の許可がない著作物ファイルのアップロードは違法です。

研究教育目的で使用するには？

慶應義塾では、特定のファイル共有ソフトウェア（BitTorrent, BitComet, Xunlei, Perfect Dark など）について、研究教育目的で使用する場合に限り、利用申請を受け付けています。これらのソフトウェアを利用する場合は、申請を行った上で、責任を持って使用してください。未申請で使用することは禁止されています。

※対象となるソフトウェアや申請のための書式など詳細については、以下をご確認ください。

【ファイル共有ソフトウェアについて】

http://www.itc.keio.ac.jp/ja/software_fileshare.html

著作権を侵害する形でコンテンツをネットワーク上に公開することはできません。コンテンツの公開に際しては十分に注意してください。